

富山県内各市町村の移住に係る補助制度の概要(住まい編)

URLをクリックすると関連ホームページにつながります。



市町村	区分	補助額	要件	URL	お問合せ先	お問合せTEL
富山市	住宅取得支援	借入額の3% (上限50万円)	まちなか居住	https://www.city.toyama.lg.jp/kurashi/sumai/1010267/1010268/1011326/1006634.html	居住対策課	076-443-2112
		25万円(上乗せ有り)	まちなかに住宅を取得した県外在住の個人	https://www.city.toyama.lg.jp/kurashi/sumai/1010267/1010268/1011326/1006639.html	居住対策課	076-443-2112
	リフォーム支援	借入額の3% (上限30万円、上乗せ有り)	公共交通沿線居住	https://www.city.toyama.lg.jp/kurashi/sumai/1010267/1010269/1011330/1006644.html	居住対策課	076-443-2112
		改修費の10% (上限30万円)	まちなか居住	https://www.city.toyama.lg.jp/kurashi/sumai/1010267/1010268/1011326/1006638.html	居住対策課	076-443-2112
	家賃補助	改修費の10% (上限30万円)	公共交通沿線居住	https://www.city.toyama.lg.jp/kurashi/sumai/1010267/1010269/1011330/1006647.html	居住対策課	076-443-2112
月額1万円×3年間 (家賃一住宅手当)		まちなか居住	https://www.city.toyama.lg.jp/kurashi/sumai/1010267/1010268/1011326/1006635.html	居住対策課	076-443-2112	
高岡市	たかおか暮らし支援事業	・新築、建売、新築マンション、中古マンションの購入 借入額の5% (まちなか区域:上限50万円※) (居住誘導区域:上限20万円※) ・中古住宅の購入 取得額の5% (まちなか区域:上限50万円※) (居住誘導区域:上限20万円※) ※若年UIターン世帯、若年子育て世帯、子育て世帯の三世帯同居、29歳以下の新婚世帯のいずれかに該当する場合10万円の加算	【対象】 まちなか区域:制限なし 居住誘導区域:UIターン世帯 子育て世帯 新婚世帯	https://www.city.takaoka.toyama.jp/kentiku/kurashi/iutaku/jose/takaokagurashi.html	建築政策課	0766-30-7291
		・隣接土地の取得 隣接土地取得費用 (限度額:30万円) ・隣接建築物の除却 対象事業費1/2(上限20万円)	【対象】まちなか区域	https://www.city.takaoka.toyama.jp/kentiku/kurashi/iutaku/jose/takaokagurashi.html	建築政策課	0766-30-7291
	・耐震改修に伴うリフォーム (高岡市木造住宅耐震改修支援事業と同時に行う住宅リフォーム) ・三世帯同居のためのリフォーム (台所、浴室、トイレまたは玄関のうちいずれか2つを複数設置するためのリフォーム) ・エコ(高断熱)リフォーム 対象リフォーム工事費の1/3(限度額:20万円※) ※若年UIターン世帯、若年子育て世帯、子育て世帯の三世帯同居については、各5万円、最大10万円の加算	【対象】居住誘導区域(まちなか区域を含む) ※中古住宅購入と重複可	https://www.city.takaoka.toyama.jp/kentiku/kurashi/iutaku/jose/takaokagurashi.html	建築政策課	0766-30-7291	
	高岡市空き家バンク住宅取得支援事業	・空き家・空き地情報バンクに登録されている空き家の購入 取得額の5% (上限20万円※) ※若年UIターン世帯、若年子育て世帯、子育て世帯の三世帯同居については、各5万円、最大10万円の加算	【対象】居住誘導区域(まちなか区域を含む) UIターン世帯もしくは子育て世帯	https://www.city.takaoka.toyama.jp/kentiku/kurashi/iutaku/jose/takaokagurashi.html	建築政策課	0766-30-7291
高岡市空き家改修支援事業	・県外移住者の空き家(古民家)リフォーム 空き家リフォーム工事費の2/3(限度額100万円)	【対象者】富山県外(1年以上居住)から高岡市に転入(5年以内可)し、古民家に5年以上居住することが見込まれる方 【対象空き家】建築後30年が経過している次世代に継承すべき古民家(軸組工法、伝統的継手・仕口、貫、和瓦、かや葺き屋根) ※改修後も伝統的の家屋要件を継続させるものであること	https://www.city.takaoka.toyama.jp/kentiku/kurashi/iutaku/jose/takaokagurashi.html	建築政策課	0766-30-7291	
射水市	住宅取得支援	①新築等取得型 ②空き家利活用型 ポイント数の合計に5万円を乗じて得た金額 (上限200万円、ただし建物取得費用以下) ※詳細は市のホームページをご覧ください。	①新築等取得型 ・射水市に転入された方がいる世帯 ・自ら居住するために新築住宅等を取得した方 ・5年以上定住する意思のある方	http://www.city.imizu.toyama.jp/guide/svGuideDtl.aspx?servno=45598	観光・定住課	0766-51-6676
		土地取得額の一部 (㎡当たり2,600円、上限60万円)	市が指定する土地区画整理・民間開発住宅団地(団地型)及び空き家情報バンクに登録された市街化区域内の宅地(バンク型)を取得した方	http://www.city.imizu.toyama.jp/guide/svGuidedtl.aspx?servno=18834	観光・定住課	0766-51-6676
	リフォーム支援	対象リフォーム工事費の2/3 (上限30万円)	木造住宅 耐震改修と同時に実施	http://www.city.imizu.toyama.jp/guide/svGuidedtl.aspx?servno=285	建築住宅課	0766-51-6683
	家賃補助	月額2万円(上限)×2年間 (家賃一住宅手当)×1/2	新たに市内の民間賃貸住宅に入居された世帯 ①新婚世帯 ②子育て世帯 ③市外からの転入世帯 世帯合計所得が340万円未満であること。 ①かつ③、②かつ③、②で中学校3年生までの子が2人以上の世帯は、世帯合計所得が500万円未満であること。	http://www.city.imizu.toyama.jp/guide/svGuideDtl.aspx?servno=18555	観光・定住課	0766-51-6676
結婚新生活支援	住居費(賃貸住宅の敷金、礼金、仲介手数料)、引越費用に対する補助 ・29歳以下の世帯:上限60万円 ・39歳以下の世帯:上限30万円	夫婦ともに39歳以下、かつ、夫婦の世帯所得500万円未満の新たに婚姻された世帯	http://www.city.imizu.toyama.jp/guide/svGuideDtl.aspx?servno=37860	観光・定住課	0766-51-6676	
魚津市	住宅取得支援	子育て・新婚世帯 一律50万円 ※子育て助成は義務教育終了前の子を養育している世帯が対象 ※新婚助成は婚姻後2年以内の世帯が対象 令和5年3月1日以降に婚姻し、世帯所得500万円未満の方 ※39歳以下夫婦の場合は30万円の加算 ※29歳以下夫婦の場合は60万円の加算	・魚津市の子育て・新婚世帯で住宅を取得される方	https://www.city.uozu.toyama.jp/guide/svGuideDtl.aspx?servno=18040	都市計画課	0765-23-1031
		土地を除く取得額100万円以上の新築・中古住宅取得額の4%(1万円未満切捨て) ※居住誘導区域内の場合は限度額100万円 ※居住誘導区域外の居住者が居住誘導区域内に住宅取得の場合は限度額50万円	・魚津市へ転入予定の方で居住誘導区域内に住宅を取得される方 ※申請日の前1年間において魚津市に居住歴がないものに限る ・魚津市へ転入して2年以内の方で居住誘導区域内に住宅を取得される方 ※転入した日の前1年間において魚津市に居住歴がないものに限る ・魚津市の居住誘導区域外に居住している方で居住誘導区内に住宅を取得される方	https://www.city.uozu.toyama.jp/guide/svGuideDtl.aspx?servno=18039	都市計画課	0765-23-1031
	空家・空地情報バンク	魚津市内で住宅や土地をお探しの方のための空家・空地情報をホームページで紹介しています。	https://www.city.uozu.toyama.jp/guide/svGuideDtl.aspx?servno=10236	都市計画課	0765-23-1031	
	リフォーム支援	リフォーム費用の1/2 住居用は限度額50万円 事業所等用は限度額80万円 ※居住誘導区域内は、限度額を20万円加算	空家情報バンクに登録されていた空家を購入しリフォームされる方	https://www.city.uozu.toyama.jp/guide/svGuideDtl.aspx?servno=21761	都市計画課	0765-23-1031

富山県内各市町村の移住に係る補助制度の概要(住まい編)

URLをクリックすると関連ホームページにつながります。



市町村	区分	補助額	要件	URL	お問合せ先	お問合せTEL
氷見市	住宅取得支援	・新築 取得額の10%(上限140万) ・中古 取得額の50%(上限140万)	左記、金額は転入者用。(限度額は、子育て世帯、居住誘導区域内、三世帯同居(近居)などの加算要件を満たした場合)	https://www.city.himi.toyama.jp/gvosei/soshiki/shinko/3/1/1654.html https://www.city.himi.toyama.jp/gvosei/soshiki/shinko/3/1/1653.html	移住定住推進課	0766-74-8190
	フラット35【子育て支援型・地域活性化型】	フラット35の当初5年間の借入金利を年0.25%引き下げる制度	氷見市マイホーム取得支援補助金制度か、氷見市住宅リフォーム補助金に該当すること	https://www.city.himi.toyama.jp/gvosei/soshiki/shinko/3/1/1654.html https://www.city.himi.toyama.jp/gvosei/soshiki/shinko/3/1/1654.html	移住定住推進課	0766-74-8190
	リフォーム支援	・改修費の50% (上限100万円)	①転入者で空き家を取得し、居住のためのリフォームをした場合 ②三世帯同居をするために、所有する住宅のリフォームをした場合	https://www.city.himi.toyama.jp/gvosei/soshiki/shinko/3/1/1654.html https://www.city.himi.toyama.jp/gvosei/soshiki/shinko/3/1/1655.html	移住定住推進課	0766-74-8190
	家賃補助	2万円×2年間	子育て世帯・新婚世帯・20代・医療介護保育人材	https://www.city.himi.toyama.jp/gvosei/soshiki/shinko/3/1/1654.html https://www.city.himi.toyama.jp/gvosei/soshiki/shinko/3/1/1657.html	移住定住推進課	0766-74-8190
	氷見産木材活用促進補助	1㎡あたり2万円(上限30万円)	①新築または増改築される木造住宅等で、氷見産木材を3㎡以上使用すること ②内装木質化等の改築を行う木造住宅等で、氷見産木材を1㎡以上使用すること	https://www.city.himi.toyama.jp/gvosei/soshiki/norinchikusan/2/1812.html	農林畜産課	0766-74-8097
	木質バイオマスストーブ設置補助	1基あたり、上限10万円	設置前において未使用品であり、居住する住宅もしくは利用する事務所等に設置される方	https://www.city.himi.toyama.jp/gvosei/soshiki/norinchikusan/2/1815.html	農林畜産課	0766-74-8097
滑川市	住宅取得支援	借入額の3% (上限50万円)	まちなか居住	https://www.city.namerikawa.toyama.jp/soshiki/17/4/4/792.html	企画政策課	076-475-2119
黒部市	住宅取得支援	【転入者】①居住誘導区域内に住宅を取得する場合、100万円補助②市が指定する「まちなか(居住誘導区域内を除く)」または「地鉄沿線」区域の場合、10万円補助③若年世帯(40歳未満)の場合、20万円補助④子育て世帯(小学生以下の子がいる世帯)の場合、10万円補助⑤県外からの転入者は、30万円補助 【市内転居者】①30万円補助②若年世帯(40歳未満)の場合、20万円加算③子育て世帯(小学生以下の子がいる世帯)の場合、10万円加算	【転入者】市外に1年以上居住していた転入者が市内で住宅を取得する場合 【市内転居者】住宅取得のために居住誘導区域内で1年以内に300万円以上の土地を取得した場合 【転入者・市内転居者】 ・住宅の取得に対する費用の支出(移転補償費除く)がある ・取得する住宅について所有権が1/2以上ある ・取得する住宅に3年以上定住する意思がある ・3親等以内の親族からの購入や相続・贈与等による取得ではない ・申請者、対象物件が以前に当該補助金の対象となっていない ・市税の滞納がない	http://www.city.kurobe.toyama.jp/guide/svGuideDtl.aspx?servno=1917	都市計画課	0765-54-2647
	空家売買代金の1/5 (上限10万円)	空家情報バンクを利用した契約者		https://www.city.kurobe.toyama.jp/category/page.aspx?servno=6122	都市計画課	0765-54-2647
	【登録空家リフォーム補助金】 リフォーム費用の1/2 (上限50万円) ※市が定めた「居住誘導区域」は上限100万円	空家情報バンクに登録された空き家を対象		https://www.city.kurobe.toyama.jp/category/page.aspx?servno=6122	都市計画課	0765-54-2647
	【解体補助金】 対象工事の1/2 上限100万円	市が定めた居住誘導区域内で、新築住宅建設のために空家バンクの空家を解体工事を行う空家の購入者		https://www.city.kurobe.toyama.jp/category/page.aspx?servno=6122	都市計画課	0765-54-2647
	【三世帯同居・近居リフォーム補助金】 新規に同居・近居する場合:50万円 前年度に同居・近居している場合:20万円	中学生以下の子をもつ家庭が三世帯同居または近居する住宅に対する100万円以上のリフォーム工事を対象		http://www.city.kurobe.toyama.jp/guide/svGuideDtl.aspx?servno=7096	子ども支援課	0765-54-2577
	家賃補助	賃貸料の1/5 ×1年間(上限10万円)	空家情報バンクを利用した契約者	https://www.city.kurobe.toyama.jp/category/page.aspx?servno=6122	都市計画課	0765-54-2647
【移住促進賃貸住宅支援補助金】 月額最大15,000円×2年間	若年(40歳未満)子育て小学生以下の子がいる世帯		https://www.city.kurobe.toyama.jp/category/page.aspx?servno=15343	都市計画課	0765-54-2647	
砺波市	住宅取得支援	【三世帯同居・近居者支援】 1 令和3年1月1日以降に契約着工 (1)新築工事 三世帯同居 対象工事の1/10 上限107.3(となみ)万円 三世帯近居 対象工事の1/20 上限50万円 (2)建売住宅の購入 三世帯同居 購入費用の1/10 上限107.3(となみ)万円 三世帯近居 購入費用の1/20 上限50万円 (3)中古住宅の購入 三世帯同居 購入費用の1/10 上限20万円 三世帯近居 購入費用の1/20 上限10万円 2 令和2年12月31日以前に契約着工 (1)新築工事 三世帯同居 対象工事の1/10 上限20万円 三世帯近居 対象工事の1/20 上限10万円 (2)建売・中古住宅の購入 三世帯同居 購入費用の1/10 上限20万円 三世帯近居 購入費用の1/20 上限10万円 ※対象工事の費用の支払い完了日から1年以内であること ※補助金交付後、三世帯同居・近居を3年以上続けること	住宅の新築工事(建売住宅又は中古住宅の購入を含む) ①～⑨の条件を満たすもの ①工事完了後、三世帯同居・近居である ②三世帯家庭のいずれかが所有する住宅 ③令和3年1月1日以降に契約着工したものの(令和2年12月31日以前に契約着工したものの)については、対象工事の費用の支払日から1年以内であること ④対象工事が50万円(税込)以上の工事 ⑤三世帯家庭の全員及び対象住宅が、過去にこの補助金の交付を受けていない ⑥三世帯家庭に属する者又はその者が代表となる法人が施工する工事を除く ⑦定住促進空き家活用補助金の交付を受けた者を除く ⑧木造住宅耐震改修支援事業費補助金等住宅支援に係る他の補助金の交付を受けた工事を除く ⑨住宅取得支援事業の補助金の交付を受けた者を除く	・令和3年1月1日以降に契約着工 https://www.city.tonami.lg.jp/info/57689p/ ・令和2年12月31日以前に契約着工 https://www.city.tonami.lg.jp/info/57693p/	都市整備課	0763-33-1447
	【転入者支援】 住宅取得費用の借入額の1/10を助成 ・新築(上限107.3万円) ・中古(上限50万円)	転入世帯・・・夫婦のどちらかが39歳以下、かつ、どちらかが転入の世帯 または 子育て世帯・・・転入する中学生までの子がいる世帯		https://www.city.tonami.toyama.jp/service/1615180756.html	市民生活課	0763-33-1172
	リフォーム支援	【三世帯同居・近居者支援】 三世帯同居 増改築工事費の1/10 上限20万円 三世帯近居 増改築工事費の1/20 上限10万円 ※対象工事の費用の支払い完了日から1年以内であること ※補助金交付後、三世帯同居・近居を3年以上続けること	既存住宅の増改築工事(リフォーム含む) ①～⑨の条件を満たすもの ①工事完了後、三世帯同居・近居である ②三世帯家庭のいずれかが所有する住宅 ③令和3年1月1日以降に契約着工したものの(令和2年12月31日以前に契約着工したものの)については、対象工事の費用の支払日から1年以内であること ④対象工事が50万円(税込)以上の工事 ⑤三世帯家庭の全員及び対象住宅が、過去にこの補助金の交付を受けていない ⑥三世帯家庭に属する者又はその者が代表となる法人が施工する工事を除く ⑦定住促進空き家活用補助金の交付を受けた者を除く ⑧木造住宅耐震改修支援事業費補助金等住宅支援に係る他の補助金の交付を受けた工事を除く ⑨住宅取得支援事業の補助金の交付を受けた者を除く	・令和3年1月1日以降に契約着工 https://www.city.tonami.lg.jp/info/57689p/ ・令和2年12月31日以前に契約着工 https://www.city.tonami.lg.jp/info/57693p/	都市整備課	0763-33-1447
	住宅の耐震改修工事費の8/10(上限100万)	要件を満たす木造住宅の所有者 (一般耐震診断等で耐震補強の必要ありと診断された場合に限る)		http://www.city.tonami.toyama.jp/info/1300951213.html	都市整備課	0763-33-1447
	空き家の改修費等の1/2(上限50万円) 【三世帯同居・近居のための改修の場合】 空き家の改修費等の3/4 同居 上限200万円 近居 上限100万円	空き家バンクを利用して空き家を購入した契約者		http://www.city.tonami.toyama.jp/service/1459243768.html	市民生活課	0763-33-1172
	家賃補助	民間賃貸住宅の家賃を助成 月額1万円(上限)×3年間	転入世帯・・・夫婦のどちらかが39歳以下、かつ、どちらかが転入の世帯または子育て世帯・・・転入する中学生までの子がいる世帯	https://www.city.tonami.toyama.jp/service/1615182224.html	市民生活課	0763-33-1172

富山県内各市町村の移住に係る補助制度の概要(住まい編)

URLをクリックすると関連ホームページにつながります。



市町村	区分	補助額	要件	URL	お問合せ先	お問合せTEL
市町村		家賃月額1/2(上限1万円)×3年間	空き家バンクを利用して空き家を賃借した契約者	http://www.city.tonami.tovama.jp/service/1459243768.html	市民生活課	0763-33-1172
	引越補助	運送業者に支払いをした引越経費(同居1/2 上限5万円 近居1/4 上限2.5万円)	新たに三世帯家庭になるため引越しを行う者	https://www.city.tonami.lg.jp/service/2775p/	市民生活課	0763-33-1172
	結婚新生活支援	住宅取得費用、又は住宅賃貸借費用、リフォーム費用、引越費用を助成(上限30万円)	夫婦ともに39歳以下、かつ、夫婦の世帯所得500万円未満の新たに婚姻された世帯	https://www.city.tonami.lg.jp/service/2737p/	市民生活課	0763-33-1172
小矢部市	住宅取得支援	取得額の10% (転入:上限50万円 (+児童加算一人10万円(中3まで)) (新婚:上限50万円 (+児童加算一人10万円(中3まで)) 転入&新婚:上限100万円(+児童加算一人10万円(中3まで))		https://www.city.ovabe.tovama.jp/kurashi/1001729/1001737/1001740.html	定住支援課	0766-67-1760
		50万円を限度に助成	小矢部市産の木材を3立方メートル以上使用して1戸建の住宅などを新築、増改築、修繕等する場合	https://www.city.ovabe.tovama.jp/sangvobusiness/1002748/1002768/1002769/1002776.html	農林課	0766-67-1760
	結婚新生活支援事業	アパートへの引越費用や敷金、礼金、共益費を助成(29歳以下の世帯は上限60万円、それ以外の世帯は上限30万円)	夫婦ともに39歳以下で世帯所得が500万円未満の世帯	https://www.city.ovabe.tovama.jp/kurashi/1001729/1004857.html	定住支援課	0766-67-1760
	空き家バンク活用	建物売買代金の10%(上限10万円)	空き家バンク登録物件を購入し移住	https://www.city.ovabe.tovama.jp/kurashi/1001729/1001737/1001741.html	定住支援課	0766-67-1760
	空き家バンク活用リフォーム補助	改修費の10%(上限20万円)	空き家バンクに登録されている建物をリフォームする場合(市内の事業者を利用すること等要件あり)	https://www.city.ovabe.tovama.jp/kurashi/1001729/1001737/1001733.html	定住支援課	0766-67-1760
	ベレットストーブ設置支援	5万円を限度に助成	設置経費補助	https://www.city.ovabe.tovama.jp/kurashi/1002145/1002169/1002176.html	生活環境課	0766-67-1760
南砺市	住宅取得支援	【転入奨励金】 新築:住宅購入額×5/100または100万円のどちらか低い額+加算①、②、③、⑤ 中古:住宅購入額×1/10または60万円のどちらか低い額+加算②、⑤ 各種加算 ①市内業者利用(10万円) ②南砺リターン(20万円) ③実家近居(20万円) ④三世帯同居(30万円) ⑤指定山間過疎地域(基本額が1.5倍もしくは2倍)	直近5年以上市外に住んでおり、南砺市へ転入届をした日から前後3年以内に新たに住宅等を取得して転入または転居した方。	http://www.kurashi.city.nanto.tovama.jp	南砺で暮らしません課	0763-23-2037
	住宅取得支援	【持家奨励金】 新築:住宅購入額×5/100または100万円のどちらか低い額+加算①、②、③、⑤ 中古:住宅購入額×1/10または60万円のどちらか低い額+加算②、⑤ 各種加算 ①市内業者利用(10万円) ②南砺リターン(20万円) ③実家近居(20万円) ④三世帯同居(30万円) ⑤指定山間過疎地域(基本額が1.5倍もしくは2倍)	①現在市内在住で新たに住宅を取得した方。 ②南砺市へ転入する前に市外に住んでいた期間が5年未満で転入した方 上記いずれかに該当すること。	http://www.kurashi.city.nanto.tovama.jp	南砺で暮らしません課	0763-23-2037
	住宅取得支援	【リフォーム奨励金】 住宅改修にかかる費用×1/5または60万円のどちらか低い額+加算①、④ 各種加算 ①市内業者利用(10万円) ②南砺リターン(20万円) ③実家近居(20万円) ④三世帯同居(30万円) ⑤指定山間過疎地域(基本額が1.5倍もしくは2倍)	転入者が3親等以内の親族の家に同居。 2世代以上の多世代で居住するために既存の住宅を改修・増築する。	http://www.kurashi.city.nanto.tovama.jp	南砺で暮らしません課	0763-23-2037
	空き家バンク活用	【購入住宅改修等補助金】 改修費の1/5(50万円を限度) ※令和3年4月1日以降の工事契約物件で、市内業者で施工を行った場合改修費の1/2(100万円を限度) 【家賃補助金】 家賃の1/2を上限(24万円を限度) ※賃貸借の期間を1年以上に設定した場合	【購入住宅改修等補助金】 買主 【家賃補助金】 借主	http://www.kurashi.city.nanto.tovama.jp	南砺で暮らしません課	0763-23-2037
	南砺市の木利用促進事業補助金	3万円/㎡、補助限度額60万円	新築・増改築に南砺市産の木材を1㎡以上使用	https://www.city.nanto.tovama.jp/cms-svpher/www/info/detail.jsp?id=23611	林政課	0763-23-2017
	木造住宅耐震改修支援事業	耐震化工事費の4/5 補助限度額100万円	昭和56年5月以前の木造住宅の耐震化工事		建設維持課 住宅係	0763-23-2022
克雪住宅普及事業	落雪式 30万円(100万円以上のもの) 融雪式 50万円(150万円以上のもの)	雪下ろしの必要のない屋根の克雪化。 市指定山間過疎地域内の住宅のみ対象。		建設維持課 住宅係	0763-23-2022	
住宅用太陽光発電システム設置補助	5万円	住宅用太陽光発電システムを設置した場合(最大出力2KW以上)	https://www.city.nanto.tovama.jp/cms-svpher/www/service/detail.jsp?id=5391	エコビレッジ推進課	0763-23-2050	
ベレットストーブ等設置補助	対象経費の1/2 補助限度額20万円	木質ベレットストーブもしくは薪ストーブを設置	https://www.city.nanto.tovama.jp/cms-svpher/www/info/detail.jsp?id=12585	エコビレッジ推進課	0763-23-2050	
生ごみ処理機購入補助	補助額:購入価格(税抜)の1/2 補助限度額:①電動式5万円 ②埋込式5千円 ③密閉式 3千円	電動式生ごみ処理機やコンポストを購入		生活環境課	0763-23-2035	
住宅取得支援	【上市町若年・子育て世帯定住促進事業(住宅取得補助金)】 新築・増築・改築 又は購入した場合 40~100万円 ※中古住宅を取得した場合は、半額 【子供加算補助】 中学生以下の子供1人当たり20万円	【対象者】 1 満年齢が夫婦合わせて80歳未満の世帯 2 世帯主が40歳未満で、この世帯に配偶者のいない世帯 3 世帯の構成員に中学生以下の子がいる世帯 【加算要件】 補助金交付申請時に世帯の構成員に中学生以下の子供がいる場合	https://www.town.kamiichi.tovama.jp/page/1710.html	建設課管理建築班	076-472-2477	
	【空家解消特別推進事業】 0円空家バンクに住宅等を登録した者による相続等手続及び不用品の処分並びに0円空家バンクに登録された住宅を取得した者を支援することにより、町内における定住の促進及び空家等の解消、まちの賑わい創出等を旨とする。 《空家登録者》 上限5万円(補助率10/10) 《住宅取得者》 定額50万円	【空家登録者】 ・空家等の相続等手続への費用 ・空家等の不用品処分への費用 【空家取得者】 空家バンクに無償で登録された住宅を取得した場合	https://www.town.kamiichi.tovama.jp/page/1934.html	建設課管理建築班	076-472-2477	
	ゼロエネルギー住宅等推進事業	国が認定したゼロエネルギー住宅を取得、新築などする場合に、国の補助に町が上乗せして補助することで、幅広く住宅の省エネ・省二酸化炭素を図るもの。 ・ゼロエネルギー住宅推進事業補助金(新築住宅):上限50万円 ・ゼロエネルギー住宅推進事業補助金(中古住宅):上限25万円 ・蓄電池付太陽光発電装置設置補助金:上限25万円(補助率1/10) ・太陽光発電装置設置補助金:上限10万円(補助率1/10)	【対象住宅】 1 ゼロエネルギー住宅:住みのエネルギー収支をゼロにする住宅で国が補助したもの 2 蓄電池付太陽光発電装置・太陽光発電装置設置住宅:すべての一戸建ての専用住宅	https://www.town.kamiichi.tovama.jp/page/7532.html	建設課管理建築班	076-472-2477

富山県内各市町村の移住に係る補助制度の概要(住まい編)

URLをクリックすると関連ホームページにつながります。



市町村	区分	補助額	要件	URL	お問合せ先	お問合せTEL
上市町	リフォーム支援	対象工事費の10% 最大10万円(三世帯同居世帯は最大15万円)	・町内在住世帯等が所有・取得する住宅に対して50万円以上のリフォーム工事をする場合。 ・住宅関連の工事を業として行っている業者のうち、町内に事業所を有する法人又は町内に住所を有するものによる工事 ・子供部屋の増築、屋根・外壁の改修、水回りの改修等	https://www.town.kamiichi.tovama.jp/page/1686.html	建設課管理建築班	076-472-2477
	上市町県外転入者空家改修事業	・県外転入者の空家改修 対象経費(50万円以上の空家の改修工事)の2/3(限度額100万円)	【対象者】富山県外から上市町に転入(5年以内も可)し、古民家に5年以上居住することが見込まれる方 【対象空家】建築後30年が経過している次世代に継承すべき古民家(軸組工法、伝統的継手・仕口、貫、和瓦又はかや葺き屋根) ※改修後も伝統的の家屋要件を継続させるものであること	https://www.town.kamiichi.tovama.jp/page/1877.html	建設課管理建築班	076-472-2477
	木造住宅耐震改修支援事業	耐震改修工事に要する費用に5分の4を乗じて得た額(限度額100万円)	【対象住宅】 次の全てを満たす住宅であること。 ①木造1戸建て、2階建て以下のもの ②昭和56年5月31日以前に着工したもの ③在来軸組工法によるもの ④財団法人建築防災協会による一般診断法、精密診断法において耐震補強の必要があるとされた住宅	https://www.town.kamiichi.tovama.jp/page/1704.html	建設課管理建築班	076-472-2477
	地域材活用促進事業	①県内産木材を使用した場合、製品の材積で1㎡当たり1万円 ②上市町産木材を使用した場合、製品の材積で1㎡当たり2万円 (限度額30万円)	【対象住宅】 次の全てを満たす住宅であること。 ①1戸建ての木造住宅で、登記面積が100㎡以上 ②自ら居住するため新築又は増改築をするもので、県内産木材3㎡以上使用した建物 ③建築士が設計した建物	https://www.town.kamiichi.tovama.jp/page/1644.html	建設課管理建築班	076-472-2477
	フラット35【地域活性化型】	フラット35の当初5年間の借入金利を年0.25%引き下げる制度	上市町若年世帯定住促進事業、上市町住宅リフォーム事業、上市町県外転入者空家改修事業のいずれかに該当すること	https://www.town.kamiichi.tovama.jp/page/2168.html	建設課管理建築班	076-472-2477
	ベレットストーブ導入促進事業補助	ベレットストーブ1台分の購入に要する経費の額の1/4以内の額(上限5万円)	上市町内に住所を有する個人又は上市町内に事業所を有する事業者等	https://www.town.kamiichi.tovama.jp/page/1591.html	企画課企画班	076-472-2473
立山町	住宅取得リフォーム支援	基本額10万円+加算額の合計又は補助対象経費の1/2のいずれか低い額 【加算額】 ・県外から転入 40万円 ・空き家情報バンクに登録された物件 20万円 ・町内施工業者が施工 10万円 ・新たに三世帯同居をする 同居30万円 近居20万円 ・立山町内で就労 10万円	・令和3年4月1日以後の契約に基づき取得又はリフォームした住宅 ・住宅取得等に要する費用が100万円以上 ・居住部分の延べ面積が70平方メートル以上 【加算要件】 ・県外から転入(いずれにも該当すること) ①富山県内に住民票を異動する直前に、連続して5年以上、県外に在住していたこと。 ②住宅取得等に係る契約を締結した日において、転入日から3年以内であること。 ※県外から県内の他市町村に転入し、3年以内であることを含む。 ・空き家情報バンクに登録された物件(いずれにも該当すること) ①立山町空き家情報バンクに登録された空き家を購入又は購入後にリフォームすること。 ②立山町空き家情報バンクに利用登録を受けた者が住宅取得等を行うこと。 ③リフォームの場合、物件を購入してから1か月以内にリフォームに係る契約を締結していること。 ・町内施工業者が施工 町内に本店又は主たる事業所を有する法人又は個人による施工であること。 ・新たに三世帯同居をする 三世帯以上で同居又は近居をするために、新たに住宅取得等を行うこと。 ※リフォームに係る契約については、住宅所有権を持つ者の子世帯も補助対象者となることができる。 ・立山町内で就労 補助金の交付申請日において、世帯員のいずれか1名以上が立山町内の事業所で勤務または町内で起業していること。	https://www.town.tatevama.tovama.jp/teivu/ijusuru/5285.html	企画政策課まちづくり係	076-462-9980
	住宅取得リフォーム支援	行政ポイント(たてポカードポイント) 基本ポイント15万ポイント 【加算ポイント】 中学生以下の子ども(胎児を含む)がいる 5万ポイント/人(上限15万円)	・若年世帯であること(結婚して10年以内であり、夫婦のいずれかが42歳以下) ・令和2年4月1日以後の契約に基づき取得又はリフォームした住宅 ・住宅取得等に要する費用が100万円以上 ・居住部分の延べ面積が70平方メートル以上	https://www.town.tatevama.tovama.jp/teivu/ijusuru/5285.html	企画政策課まちづくり係	076-462-9980
	住宅取得リフォーム賃貸引越し支援	住居費と引越費用を合算した額(上限30万円) ※夫婦共に29歳以下の場合には上限60万円 ※住居費とは物件の新築・購入費、リフォーム費、賃料、礼金、共益費、仲介手数料	・新婚世帯であること(令和5年3月1日から令和6年3月31日までの間に結婚した夫婦で、婚姻日における年齢が夫婦共に39歳以下の世帯) ・新婚世帯の所得(直近の所得証明書による所得)を合算した額が500万円未満であること。	https://www.town.tatevama.tovama.jp/teivu/ijusuru/5285.html	企画政策課まちづくり係	076-462-9980
	リフォーム支援	省エネのエアコン交換及び給湯器等を旧来型から高効率設備へ交換設置する際の、費用の20%に相当する行政ポイント(上限設定あり)を付与 (※ベレットストーブ、薪ストーブは新規設置も含む)	・三世帯同居住宅(もしくは2km以内の近居) ・町内に本店・支店・営業所等の事務所を有する法人又は町内の個人事業者による施工	https://www.town.tatevama.tovama.jp/soshikikarasagasu/juminka/kankvo_chiikizankakari/1/3/1081.html	住民課環境安全係	076-462-9963

富山県内各市町村の移住に係る補助制度の概要(住まい編)

URLをクリックすると関連ホームページにつながります。



市町村	区分	補助額	要件	URL	お問合せ先	お問合せTEL
入善町	住宅取得支援	取得額の50% (上限 住宅60万円、宅地50万円) (子育て世帯は住宅・宅地それぞれに加算10万円) (里山地域で小学生6年生以下の子どもを養育する世帯には加算50万円)	空き家バンクを利用した契約者	https://www.town.nvuzen.tovama.jp/gvosei/machizukuri/sumai/1/1857.html	住まい・まちづくり課	0765-72-3841
		新築又は取得額の50%(上限 60万円) (子育て世帯は加算10万円) (里山地域で小学生6年生以下の子どもを養育する世帯には加算50万円)	・2親等以内の家族と同居 ・1親等以内の家族と同一行政区内に居住する近居 ・住宅を購入する町外者か賃貸物件に入居する町内者	https://www.town.nvuzen.tovama.jp/gvosei/machizukuri/sumai/1/1854.html	住まい・まちづくり課	0765-72-3841
		取得費と引越し費用(上限 60万円)	結婚と定住の促進を図るため、夫婦の合計年齢が100歳以下で2年以上定住の意思のある新婚世帯(※他公的補助事業優先)	https://www.town.nvuzen.tovama.jp/kekkon/tetsuzuki/2130.html	結婚・子育て応援課	0765-72-1853
	リフォーム支援	改修費の50%(上限 50万円) (子育て世帯加算10万円) (里山地域で小学生6年生以下の子どもを養育する世帯には加算50万円)	空き家バンクを利用した契約者 賃貸、購入住居の改修	https://www.town.nvuzen.tovama.jp/gvosei/machizukuri/sumai/1/1857.html	住まい・まちづくり課	0765-72-3841
		改修費の50%(上限 60万円) (子育て世帯加算10万円) (里山地域で小学生6年生以下の子どもを養育する世帯には加算50万円)	2親等以内の家族と同居	https://www.town.nvuzen.tovama.jp/gvosei/machizukuri/sumai/1/1854.html	住まい・まちづくり課	0765-72-3841
		改修費(上限 60万円)	結婚と定住の促進を図るため、夫婦の合計年齢が100歳以下で2年以上定住の意思のある新婚世帯(※他公的補助事業優先)	https://www.town.nvuzen.tovama.jp/kekkon/tetsuzuki/2130.html	結婚・子育て応援課	0765-72-1853
	フラット35【地域連	フラット35の当初5年間の借入金利を年0.25%引き下げる制度	住まい・まちづくり推進補助金か、民間宅地開発補助金に該当すること	https://www.town.nvuzen.tovama.jp/gvosei/soshiki/sumai_machidukuri/2/3/5273.html	住まい・まちづくり課	0765-72-3841
木造住宅耐震改修	①木造住宅の耐震化工事費の4/5(上限 100万円) ②ブロック塀の除却や建替工事費の2/3(上限 15万円)	①昭和56年5月以前の木造住宅の耐震化工事 ②避難路に面したブロック塀の工事	https://www.town.nvuzen.tovama.jp/gvosei/soshiki/sumai_machidukuri/2/3/1219.html	住まい・まちづくり課	0765-72-3841	
住居費及び引越費用の補助	賃貸住宅の入居にかかる初期費用(敷金、礼金、仲介手数料、賃料1ヵ月分)と引越し費用(上限 60万円)	結婚と定住の促進を図るため、夫婦の合計年齢が100歳以下で2年以上定住の意思のある新婚世帯	https://www.town.nvuzen.tovama.jp/kekkon/tetsuzuki/2130.html	結婚・子育て応援課	0765-72-1853	
朝日町	家賃補助 (民間賃貸アパート)	月額賃料の1/2(上限額1万円)×最長3年間	・1人世帯は対象外 ・公的賃貸住宅、社宅、親族等が所有する住宅は対象外	http://www.town.asahi.tovama.jp/soshiki/kensetsu/1449206958224.html	建設課	0765-83-1100 (内線245)
	家賃補助 (空家バンク登録住宅)	月額家賃の1/2(上限額2万円)×最長3年間	・1人世帯は対象外 ・社宅、親族等が所有する住宅は対象外	http://www.town.asahi.tovama.jp/soshiki/kensetsu/1449206958224.html	建設課	0765-83-1100 (内線245)
	住宅取得促進補助 (宅地)	購入費の10%(上限額50万円) 一定の要件を満たす町や事業者が造成し、分譲する土地の場合は定額で75万円を加算	・親族等から取得した土地は対象外	http://www.town.asahi.tovama.jp/soshiki/kensetsu/1449206958224.html	建設課	0765-83-1100 (内線245)
	住宅取得促進補助 (新築・中古住宅・建売住宅・増改築)	工事費、購入費、リフォーム費の10% (上限額:20万円、70万円、120万円) ※世帯区分に応じて上限額が異なります 要件を満たす場合 若年者加算 25万円、子育て加算 25万円/人、新婚加算 50万円 ※加算上限額100万円	・親族等から取得した住宅の購入費は対象外 ・リフォームは売買契約日から6ヶ月以内に町内業者と工事請負契約を締結したものに限り ・増築は建築確認申請を伴うものに限る	http://www.town.asahi.tovama.jp/soshiki/kensetsu/1449206958224.html	建設課	0765-83-1100 (内線245)
	快適住まいリフォーム補助 (転入世帯)	・リフォーム費の20%(上限額10万円) ・対象工事にエコリフォーム工事が含まれる場合は、補助上限が20万円(転入世帯の場合70万円)	・町内に住所を有する方 ・リフォームを行う住宅に転入から1年以内の者が含まれる世帯。ただし、単身世帯及び過去1年以内に朝日町住宅取得促進補助金の交付を受けた者が含まれる世帯は除く。	http://www.town.asahi.tovama.jp/soshiki/kensetsu/sumai_iutaku/1816.html	建設課	0765-83-1100 (内線244)
	空き家財道具等処分費補助	補助対象経費の2分の1(限度額10万円)	・年度内に処分が完了すること ・処分については町内業者を利用すること ・過去に当該補助金の交付を受けた事がない住宅であること	https://www.town.asahi.tovama.jp/soshiki/iumin_kodomo/iutejiu/1467345169993.html	住民・子ども課	0765-83-1100 (内線135)